手と手をつないで

No.399

山本　信哉（やまもと　しんや）
（元小学校教諭）

あなたの出身地はどこですか？

「人手不足」が頻繁に報道される世の中になりました。

労働力不足が深刻化しているのでしょう。今号を読んでくださっている人の中には、まさに就職活動真っただ中の人がいらっしゃるかもしれません。

さて、あなたが就職活動をしていると仮定して、その面接で次のような質問をされたら、どのように答えますか。





これら二つの質問に「えっ、なんで？」と違和感や疑問をもった人はいませんか？　その違和感の正体はいったい何なのでしょう。

出身地によって採用・不採用が決まるのだろうか、親の仕事がどんな仕事だったら採用なのだろう、ひとり親の家庭は不採用なのだろうかといった疑問や不安が湧き起こります。私事になりますが、さかのぼること50年ほど、これと似た違和感をもったことを覚えています。ある大学を受験する時、提出する受験票に親の職業欄・親の年収欄・家の間取り図欄などがあったのです。なぜ、書かないといけないのだろう、変だなぁと思いながらも記入してしまったことを覚えています。

実は、先ほどの二つの質問は、基本的人権の尊重という観点から「不適正な質問」とされています。出身地や家族の状況を尋ねることは違反とされているのです。就職を希望する人自身の意欲や思い、適性や能力とは関係のないことで、採用・不採用を決めてはならないとされています。不適正な採用選考は先ほどの二つの質問に限りません。次のような質問をすること、記載をさせること、または実施することは不適正とされています。（詳しくは、厚生労働省公正採用選考特設サイト◀をご覧ください。）

○本籍・出生地
○家族
○住宅状況
○生活環境・家庭環境
○宗教
○支持政党
○人生観・生活信条
○尊敬する人物
○思想
○労働組合・社会運動
○購読新聞・雑誌等
○身元調査をすること
○厚生労働省履歴書様式例等に基づかない社用紙を使用すること
○採用選考時の健康診断



この続きは1月号でご紹介します。